

(IC7) 田中賞選考委員会規則

平成18年4月21日	一部改正	平成27年9月11日	一部改正
平成18年9月15日	〃	平成28年5月13日	〃
平成19年9月7日	〃	平成29年5月12日	〃
平成20年9月5日	〃	平成29年9月22日	〃
平成21年9月11日	〃	平成30年5月11日	〃
平成22年9月17日	〃	2019年5月10日	〃
平成23年9月16日	〃	2020年9月18日	〃
平成23年11月18日	〃	2022年9月9日	〃
平成24年5月11日	〃	2023年9月22日	〃
平成27年5月15日	〃		

(目的)

第1条 この規則は、土木学会表彰規程 第14条(4)に規定する田中賞選考委員会(以下「選考委員会」という)の円滑な運営を行うことを目的とする。

(活動)

第2条 選考委員会は、表彰委員会の諮問に基づき、田中賞候補の選考を行い、表彰委員会に上申する。

(活動の原資)

第3条 この活動の原資は、土木学会会計規程内規 第3条 第2項および田中豊博士記念基金規程に定める基金会計 田中豊博士記念基金(以下「基金」という)の果実をもって充てる。

(構成)

第4条 選考委員会は委員長1名、副委員長1名を含めて委員20名以内、幹事長1名および幹事若干名で構成する。

2 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、選考委員会業務を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会業務を総括する。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第5条 委員長の任期が終了する年度の最後の委員会において、委員の互選により、次期の委員長を決定する。

2 委員長の任期は2年とする。

3 副委員長は、委員長の指名により選任し、任期は2年とする。

4 委員は中立公正な立場で選考に当たるもので、関連分野の学識経験者に委嘱する。

5 委員の任期は原則として2年とする。委員長の指名により選任し、構成については毎年検討するものとする。ただし、再任を妨げない。

6 幹事および幹事長は、委員長の指名により委員外より年度ごとに選任する。

(田中賞の内容)

第6条 田中賞は土木学会表彰規程第9条に記されたもので、次の4部門よりなる。

- (1) 業績部門：橋梁に関する技術の進歩、発展や事業の形成・実施、調査、計画、設計、製作・

施工、維持管理等における実践等において、顕著な業績を挙げたと認められる者を対象とする。受賞主体は個人とする。

(2) 論文部門：土木学会刊行物に発表された論文、報告等の中で、計画、設計、製作・施工、維持管理、利活用、考案、歴史・文化、普及・啓発などに関連して、橋梁工学への貢献が大きいと認められるものを対象とする。受賞主体は個人またはその複数とする。

(3) 作品部門（新設）：新設の橋梁またはそれに類する構造物で、計画、設計、製作・施工、維持管理等の面において特色を有する優れた作品を対象とする。なお、規模の大小は問わない。

作品部門（既設）：既設の橋梁またはそれに類する構造物の更新、改良、復旧、再利用等に関して、計画、設計、製作・施工、維持管理等の面において特色を有する優れた作品を対象とする。なお、規模の大小は問わない。

(4) 技術部門：橋梁またはそれに類する構造物に適用され、計画、設計、製作・施工、維持管理、更新、復旧、解体、撤去などの面において特色を有する優れた技術または革新的な技術で、橋梁工学の発展に寄与するものを対象とする。

(田中賞選考対象の募集)

第7条 選考委員会は、田中賞選考対象の募集についての必要事項を表彰委員会に提出する。

(業績部門および論文部門の推薦)

第8条 業績部門選考対象の推薦者は、正会員（個人、法人）および特別会員とし、自薦も認める。

また論文部門選考対象の推薦者は、正会員（個人、法人）および特別会員とし、自薦も認める。

2の1 過去の田中賞研究業績部門あるいは業績部門受賞者は重ねて業績部門の選考対象者となることはできない。

2の2 論文部門の選考対象論文は、受賞年度の前年の1月1日以降2年の間に発表されたものに限る。原則として1編とする。

3 推薦者は土木学会所定の様式による推薦書を本選考委員会に提出しなければならない。推薦書には推薦の理由などの必要事項を明記しなければならない。

(業績部門および論文部門の選考)

第9条 選考委員会は推薦されたものにつき選考し、受賞候補を決定する。選考の方法はその都度選考委員会において定める。なお、委員が選考対象者となっている場合には、その委員は該部門の選考には加わらないものとする。

(作品部門および技術部門の推薦)

第10条 選考対象の推薦者は、正会員（個人、法人）、特別会員および土木事業に関連する学・協会とし、自薦も認める。

2 候補作品は受賞年度の前々年の1月1日以降3年の間に完成されたものとする。完成の時期については原則的に普通の橋等では供用開始の時、その他一連の工事の一部としての橋梁等では、そのもの自身が完成したと見なされる時とする。ただし、軌道、舗装等は未施工でもよい。

3 候補技術は受賞年度の前々年の1月1日以降3年の間に完成した橋梁またはそれに類する構造物に適用された技術あるいは適用年月が対象期間内にある技術とする。

4 推薦者は土木学会所定の様式による推薦書を提出しなければならない。

5 選考委員会は、必要に応じて推薦者または候補関係者に関連資料の提出を求めることができる。

(作品部門および技術部門の選考)

第11条 選考委員会は推薦されたものにつき選考し、受賞候補を決定する。選考の方法はその都度選考委員会において定める。委員長は、選考上必要と認めるときはこれに関する選考小委員会を設置することができる。選考小委員会は、臨時に委員外より委嘱することができる。

2 適格候補がないときは授賞せず、また適格候補は複数の場合がありうる。

(発表の方法)

第 12 条 業績部門受賞者、論文部門受賞論文、作品部門受賞作品、技術部門受賞技術は土木学会誌上および定時総会において公表する。なお、論文部門受賞論文が土木学会誌または土木学会論文集に発表されたものでないときは、その要旨を土木学会誌に発表する。

(表彰の方法)

第 13 条 業績部門、論文部門については、賞状、賞牌等を授与する。

2 作品部門、技術部門については、賞状および賞牌を授与する。なお、原則として賞牌は受賞橋梁に取付けるものとする。

(運営)

第 14 条 選考委員会は委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、選考委員会の開催に代えることができる。

2 幹事は、選考委員会の運営事務を処理する。なお、議決権はもたない。

(表彰委員会への上申等)

第 15 条 委員長は表彰委員会に、受賞候補の選考結果、選考理由を上申する。

2 規則の変更は、理事会の審議に先立って表彰委員会に諮る。

(事務局)

第 16 条 選考委員会の担当事務局は、総務課とする。

(規則の変更)

第 17 条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 (平成 18 年 4 月 21 日 理事会議決) この変更内規は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。

附則 (平成 18 年 9 月 15 日 理事会議決) この変更内規は、平成 18 年 9 月 15 日から施行する。

附則 (平成 19 年 9 月 7 日 理事会議決) この変更内規は、平成 19 年 9 月 7 日から施行する。

附則 (平成 20 年 9 月 5 日 理事会議決) この変更内規は、平成 20 年 9 月 5 日から施行する。

附則 (平成 21 年 9 月 11 日 理事会議決) この変更内規は、平成 21 年 9 月 11 日から施行する。

附則 (平成 22 年 9 月 17 日 理事会議決) この変更内規は、平成 22 年 9 月 17 日から施行する。

附則 (平成 23 年 9 月 16 日 理事会議決) この変更内規は、平成 23 年 9 月 16 日から施行する。

附則 (平成 23 年 11 月 18 日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

附則 (平成 24 年 5 月 11 日 理事会議決) この変更規則は、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。

附則 (平成 27 年 5 月 15 日 理事会議決) この変更規則は、平成 27 年 5 月 15 日から施行する。

附則 (平成 27 年 9 月 11 日 理事会議決) この変更規則は、平成 27 年 9 月 11 日から施行する。

附則 (平成 28 年 5 月 13 日 理事会議決) この変更規則は、平成 28 年 5 月 13 日から施行する。

附則 (平成 29 年 5 月 12 日 理事会議決) この変更規則は、平成 29 年 5 月 12 日から施行する。

附則 (平成 29 年 9 月 22 日 理事会議決) この変更規則は、平成 29 年 9 月 22 日から施行する。

附則 (平成 30 年 5 月 11 日 理事会議決) この変更規則は、平成 30 年 5 月 11 日から施行する。

附則 (2019 年 5 月 10 日 理事会議決) この変更規則は、2019 年 5 月 10 日から施行する。

附則 (2020 年 9 月 18 日 理事会議決) この変更規則は、2020 年 9 月 18 日から施行する。

附則 (2022 年 9 月 9 日 理事会議決) この変更規則は、2022 年 9 月 9 日から施行する。

附則 (2023 年 9 月 22 日 理事会議決) この変更規則は、2023 年 9 月 22 日から施行する。